

ごみは指定袋に入れて出してください。

袋に入らないものは**大型ごみシール**を貼ってください。

袋の種類・価格	ごみの分け方	お願い
可燃ごみ 大(1枚)40円 中(1枚)30円 小(1枚)20円	台所ごみ 野菜・果物くず 残飯・貝殻 魚の骨など 紙くず・雑誌類 牛乳パック ちり紙・新聞 雑誌・牛乳パックなど 皮革・ゴム ゴム・手袋 長靴・靴・バック ランドセルなど プラスチック製品 おもちゃ おもちゃ・バケツ カセットテープなど 木くず・雑草 木片・おがくず 雑草・刈り草 落葉など	<ul style="list-style-type: none"> ●収集日は地区別に定めた各曜日です。 ●台所のごみは、水をよく切って出してください。 ●食用油は、紙・布にしみ込ませてください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ●紙類・布類は、なるべく資源回収に出してください。
不燃ごみ 大(1枚)30円 小(1枚)20円	陶器・ガラス類 茶碗・皿・植木鉢 コップ・鏡など 金物・小型電気製品 鍋・フライパン・やかん・傘・塗料の空き缶 スプレー缶・カセットボンベ・ポット・トースター アイロン・ヘアドライヤーなど 乾電池・電球類 乾電池・電球 ※スプレー缶、 カセットボンベは必ず 使い切って穴を開けて 出してください。 処理中に爆発して危険 です。	<ul style="list-style-type: none"> ●収集日は地区別に定めた第2・第5の各曜日です。 ●陶器・ガラスは、危険のないように十分包んでください。 ●ボタン電池・バッテリーは、販売店に返してください。 ●ブロック・コンクリート・瓦・小石類は収集できません。 <p>※発火事故防止にご協力ください。</p>
かんびん 大(1枚)15円 小(1枚)10円	ビール・ジュース・コーヒー ビール・ジュース・コーヒー・缶詰の缶・菓子の缶など 洋酒・ドリンクジュース・酢・みりん 洋酒・ドリンクジュース・酢・みりんなど	<ul style="list-style-type: none"> ●収集日は地区別に定めた第1・第3・第4の各曜日です。 ●びんは、キャップをはずしてください。 ●必ず中身を出して、簡単に水洗いしてください。 ●1.8ℓびん「ビール・コーラ」のびんは、購入店で引き取ってもらってください。
資源ごみ ペットボトル 大(1枚)15円	清涼飲料・酒類・食品類(しょうゆ・乳飲料) ジュース・日本酒・焼酎 みりん・しょうゆなど PET このマークが目印！	<ul style="list-style-type: none"> ●収集日は水曜日です。 (旧東区：第1・第3 旧西区：第2・第4) ●ペットボトルのキャップとラベルはその他プラスチックに分類してください。 ●水洗いし、きれいにしてから出してください。 ●汚れたものは、可燃ごみとして出してください。
その他プラスチック 大(1枚)15円	容器類 シャンプー 洗剤 カップめん・卵パック とうふパック・弁当容器 シャンプーなどの容器 袋類 レジ袋 レジ袋 菓子、ラーメンなどの袋 キャップ・ラベル類 ペットボトル スプレー缶 びんなどのフタ カップめんなどの 外フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●収集日は水曜日です。 (旧西区：第1・第3 旧東区：第2・第4) ●マークの付いていないものは、今までどおり可燃ごみで出してください。例：洗面器、おもちゃなど。 ●水洗いし、きれいにしてから出してください。 ●汚れたものは、可燃ごみとして出してください。
大型ごみ シール(1枚)100円	指定袋に入らないもので、一片の長さが1m以内、重さ10kg以内のもの。 石油ストーブ・ガスレンジ類 石油ストーブ・ガスレンジ ファンヒーターなど 家電品 扇風機 電気ストーブ類 ミシン 電子レンジなど 蛍光灯 蛍光灯	家電対象品目 家電リサイクル法により、 次の4品目は、もよりの家電 販売店か購入店で引き 取ってもらってください。 冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機 テレビ・エアコン(室内機・室外機)
大型ごみ シール(1枚)300円	上記を越える家具・寝具・電化製品・自転車などの消費財。 家具類 タンス・机 水屋など 建具類 雨戸・ドア 障子などの 建具類 その他 カーペット・布団 原付バイク・自転車など	

※大型ごみは、予約制になっております。

連絡先：環境対策課 ☎44-0171 / 44-2000(内線570・120)

市で収集しないごみ

産業廃棄物・有害物質・危険物質・感染性医療廃棄物・その他処理困難なもの。

清掃センターでは処理できませんので
販売店、専門家に引き取ってもらうか、
産業廃棄物処理業者に依頼してください。

灯油
建築廃材
タイヤ・消火器・シンナー・塗料・LPガス・石油
建築廃材・感染性医療廃棄物(注射器など)

清掃センターに直接搬入するごみ

- ◆事業活動に伴うもの…10kg/60円
 商店・飲食店・病院・工場・事務所などの事業活動に伴って出るごみは自己処理が原則です。(廃棄物処理法第3条第1項)多量のごみは清掃センターへ直接搬入してください。
- ◆上記以外のもの…10kg/20円
 引っ越しや庭木の手入れなどで、家庭から一時的に多量に出た場合は清掃センターへ直接搬入してください。
 ※表示手数料は、平成19年9月現在

お問い合わせ先 ☎72-3428

※ごみは、必ず収集日当日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。
 (収集日の前日や収集日でない日には出さないでください。)
 ※その他の出し方については、家庭ごみの分け方・出し方をご覧ください。

田川市福祉部環境対策課
 ☎44-0171
 ☎44-2000(内線570・120)